破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可決定

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１号
奈良県橿原市小槻町277番地の28
清算株式会社　株式会社西平観光晃車
1　決定年月日　令和７年７月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
奈良地方裁判所葛城支部

特別清算協定認可

令和４年（ヒ）第１００２号
千葉県習志野市鷺沼２丁目９番50―318号
清算株式会社　株式会社ＣＡＰＳ
代表清算人　一谷　朋之
1　決定年月日　令和７年７月18日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額及び遅延損害金につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
千葉地方裁判所民事第４部

令和４年（ヒ）第１００３号
千葉県習志野市鷺沼２丁目９番50―318号
清算株式会社　株式会社コスモ印刷
代表清算人　一谷　朋之
1　決定年月日　令和７年７月18日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2　各協定債権者は、この手続が終結して確定したときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額及び遅延損害金につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
千葉地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第１号
富山市掛尾町500番地
清算株式会社　ＴＣＳ株式会社
代表清算人　安井　　豊
1　決定年月日　令和７年７月16日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
清算株式会社ＴＣＳ株式会社（以下「ＴＣＳ」という。）は、協定債権のうち特別清算開始命令日以後の利息債権及び遅延損害金については、本協定認可決定確定時に協定債権者から全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切捨てる。